



島根県報

平成19年 8月24日 (金)
第 1,908 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(")	1
換地処分	(農村整備課)	2
解除予定保安林	(森林整備課)	2
保安林の指定施業要件の変更(5件)	(")	2
森林法第189条の規定による告示及び揭示	(")	4
公有水面埋立免許の出願	(漁港漁場整備課)	5
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(経営支援課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用開始	(")	7

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧(2件)	(環境生活総務課)	8
平成19年度毒物劇物取扱者試験の合格者	(薬事衛生課)	9
開発行為に関する工事の完了(2件)	(都市計画課)	10

正 誤

平成19年 8月 3日付け島根県報第1,902号中	(森林整備課)	10
平成19年 8月 3日付け島根県報第1,902号中	(警察本部)	10

告 示

島根県告示第688号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年 8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 やすらぎ福祉会	やすらぎの家居宅介護支援事業所	出雲市大津町西谷2604 - 8	平成19年 8月20日

島根県告示第689号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による同法第48条第1項第3号の指定の辞退があったので、同法第

115条第2号の規定に基づき告示する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開 設 者 の 名 称	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人社団 吉祥会	吉岡医院	松江市八束町波入607番地 1	平成19年 8月31日

島根県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年8月6日付けで県営土地改良事業に係る阿宮地区第1工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第691号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市大東町塩田字川平1047 - 22、大東町篠淵字三郎谷361 - 7、363 - 7

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第692号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成11年1月22日農林水産省告示第91号、平成11年3月4日農林水産省告示第355号、平成11年10月15日農林水産省告示第1309号、平成11年10月15日農林水産省告示第1312号（一に係るものに限る。）、平成11年10月19日農林水産省告示第1318号（一に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次

のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第693号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成11年11月17日農林水産省告示第1519号、平成12年2月16日農林水産省告示第248号、平成12年2月16日農林水産省告示第249号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第694号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市掛合町波多2038-1・2038-2・2178-1・2180-3(以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)、2180-2、2180-4、飯石郡飯南町角井1837-2・1841(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、獅子523-1、523-2、523-4、523-3(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第695号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成12年1月13日農林水産省告示第34号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第696号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和36年6月14日農林省告示第581号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第697号

平成19年島根県告示第996号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
飯石郡飯南町井戸谷608 - 1、608 - 2	難波 譲	鳥取県米子市祇園町2丁目官有無番地
飯石郡飯南町井戸谷610 - 39、611 - 1	井上鹿太郎	飯石郡飯南町井戸谷200
飯石郡飯南町塩田857	景山 隆志	広島県三次市三次町1176
飯石郡飯南町井戸谷609 - 14	田村 俊英	飯石郡飯南町赤名783 - 2

飯石郡飯南町塩谷866、867	鉄原 才吉	飯石郡飯南町下赤名1548
飯石郡飯南町塩谷859 - 2、859 - 4、861、862 - 5、863 - 1、888、886、886 - 1、887 - 1	中川 恒喜	飯石郡飯南町塩谷463
飯石郡飯南町塩谷891 - 1、892、895、895 - 1	野口トシコ	埼玉県行田市下忍643
飯石郡飯南町井戸谷609 - 3、609 - 11、609 - 17、609 - 18、609 - 25から609 - 30まで、609 - 36、609 - 37	藤原長次郎	飯石郡飯南町上赤名1558
飯石郡飯南町井戸谷561、562	前川 守登	飯石郡飯南町井戸谷472第3続1
飯石郡飯南町塩谷903	松田 元次	飯石郡飯南町塩谷167
飯石郡飯南町井戸谷609 - 20、610 - 4、610 - 14から610 - 18まで	夏野 秀行	飯石郡飯南町上赤名759 - 2
飯石郡飯南町塩谷896 - 1	難波 芳留	飯石郡飯南町塩谷174 - 4
飯石郡飯南町塩谷870 - 1	笠岡 信夫	飯石郡飯南町上赤名2780

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第698号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

松江市美保関町美保関1652 - 1番地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と既設岸壁との境界線により囲まれた区域。

の地点 美保関三等三角点（北緯35度33分59秒、東経133度18分26秒、以下「原点」という。）から147度38分20秒、760.85メートルの地点

の地点 の地点から260度56分50秒、9.96メートルの地点

の地点 の地点から350度56分50秒、38.00メートルの地点

の地点 の地点から80度56分50秒、9.00メートルの地点

ウ 面積

334.20平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

松江市美保関町美保関1638番地の一部、1652 - 1番地の一部及び同番地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

㊦の地点 埋立区域で定める原点から146度07分04秒、770.46メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から222度17分45秒、17.50メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から260度56分50秒、79.00メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から350度56分50秒、62.00メートルの地点

㊪の地点 ㊩の地点から80度56分50秒、75.50メートルの地点

㊫の地点 ㊪の地点から134度56分50秒、17.00メートルの地点

ウ 面積

5,369.45平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成19年8月1日

5 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び松江市役所

島根県告示第699号

平成19年島根県告示第520号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コジマNEW松江店 島根県松江市東津田町字溜池486 - 1外

2 意見の概要

大規模小売店舗の新設においては、従来より、朝夕の通勤通学時に交通渋滞が激しい国道9号線と市道との変則的な交差点に隣接しており、新設に伴い、更なる交通環境の悪化が懸念されるため、店舗駐車場等への出入経路などの交通環境や周辺の住環境に対し、特に以下の点について配慮願いたい。

(1) 国道9号線西進車両の「出入口」からの入庫経路では、入庫車が対向車線を渡って右折するために、右折待ち車両による渋滞車両が、手前変形交差点からの距離が短い事もあり交差点内まで達し、さらなる渋滞を引き起こすと予測される。したがって、西進車両の「出入口」からの入庫経路においては、右折レーンの設置や、右折入庫を禁止し迂回路等から国道9号線を東進して左折入庫するなど、右折入庫車の抜本的な対策を再検討されたい。

(2) 「出入口」からの出庫車の経路において、津田踏切を通過し市道小浜堂ノ前線を東進あるいは西進させる計画は、従来からこの踏切交差点の形状が複雑なために、また付近に保育園があるなどで、渋滞や大事故の発生が懸念されており、経路に問題がある。さらに、「出入口」からの出庫車が市道西津田馬潟港線から踏切を越え、市道小浜堂ノ前線へ迂回する経路では、国道9号線を東方向に向かいたい車が、踏切を渡らずに手前の市道へ右折し、国道9号に左折合流することが予想される。この市道は双方向交通だが、幅員が狭くすれ違いができないため、歩行者や自転車との事故発生や、踏切部分での交通渋滞が一層ひどくなることが懸念されるため、退店経路の再考を含めた対策を再考されたい。

(3) 「出入口」は交差点内にあり、右折入庫車が停止して交差点を塞ぐこととなるため、対向車両の他、横断歩行者

や自転車との事故が懸念される。

また、「出入口」では、国道9号線を西進してきた車両が「出入口」へ進まずに右折入庫することが予測され、右折待ち車両による交差点内での渋滞が懸念される。「出入口」については、右折入庫しないように、また「出入口」についてはスムーズな出入りのための誘導員を配置するなどの対策を検討されたい。

(4) 国道9号線沿いに、東津田方面から松江四中への自転車通学路、並びに津田小学校への徒歩通学路があり、店舗の設置に伴い出入り口及び近接道路における車の通行量が増大し、危険性が増すと考えられるので、特に登下校時間帯に対する安全対策について配慮すること。

(5) 届出に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。なお、早期・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に注意し、苦情等があった場合は、事業者の責任において速やかに対処すること。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第700号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	御津東生馬線	松江市鹿島町御津2433番5地先から同1044番地先まで	前	メートル 17.00～ 36.00	メートル 34.00	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	27.00～ 46.00	34.00		
"	川本波多線	邑智郡川本町大字川本233番3地先から同大字236番2地先まで	前	6.00～ 9.00	102.00	県央県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	8.00～ 11.00	102.00		

島根県告示第701号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	御津東生馬線	松江市鹿島町御津2433番5地先から同1044番地先まで	メートル 34.00	平成19年 8月24日	松江県土整備事務所	
"	"	松江市鹿島町御津791番1地先から同762番4地先まで	82.00	平成19年 8月24日		
"	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字多田2810番1地先から同大字2811番2地先まで	13.00	平成19年 8月24日	県央県土整備事務所	
"	"	邑智郡川本町大字川本233番3地先から同大字236番2地先まで	102.00	平成19年 8月24日		
"	邑南飯南線	邑智郡美郷町都賀西1170番4地先から同地先まで	18.00	平成19年 8月24日		
"	"	邑智郡美郷町都賀西821番10地先から同地先まで	8.00	平成19年 8月24日		
"	"	邑智郡美郷町都賀西659番10地先から同地先まで	6.00	平成19年 8月24日		

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝口善兵衛

- 申請のあった年月日
平成19年8月10日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 福田平治・与志顕彰会
- 代表者の氏名
兼折 博
- 主たる事務所の所在地
島根県松江市北田町48番地
- 従たる事務所の所在地
なし
- 定款に記載された目的
この法人は、福田平治・与志が山陰における社会福祉、障害者教育に果たした功績を顕彰し、福田平治が残した愛隣會館の保存、活用に関する事業を行い、地域の福祉教育に寄与することを目的とする。
- 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 縦覧期間
申請書を受理した日から2月間
- 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）
松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年 8月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

N P O 法人 ふきのとう

3 代表者の氏名

伊藤 正幸

4 主たる事務所の所在地

島根県仁多郡奥出雲町横田1128番地28

5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、児童及び障害者に対して、就労支援及び自立支援に関する事業を行い、全ての人々が豊かに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）
雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎 1 階）

平成19年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成19年 8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

4 6 8 13 16 17 26 27 37

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

38 41 44 45 52 56 59 61 62 63 64 66 73
78 84 86 92 96 97 99 104 105 108 125 130

3 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者

135 137 138

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

簸川郡斐川町大字富村1469番1、1470番1、1471番3、1472番5、1473番3、1474番3

面積 4,574.00平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県倉敷市亀山622番地

株式会社 ヤンマー農機西日本

代表取締役 古谷 昭博

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

八束郡東出雲町大字春日178-5、178-6、178-8、178-9、178-16、182、189-3、189-4、189-5

面積 5,006.41平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市魚町53番6号

日発工業株式会社

代表取締役 藤岡 隆義

正

誤

平成19年8月3日付け島根県報第1,902号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	上から10	農林水産省告示	島根県告示

平成19年8月3日付け島根県報第1,902号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
16	下から12	(昭和47年法律第117号)	(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)
17	下から13	4 受検資格 (1) 島根県内に住所を有する者 (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県	4 受検資格 島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のい

		<p>内の営業所に属する警備員</p>	<p>ずれかに該当する者</p> <p>(1) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (以下「2 級検定」という。)(受検しようとする警備業務の種別(以下「当該警備業務」という。)に係るものに限る。)に係る法第23条第 4 項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの</p> <p>(2) 都道府県公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p>
<p>ページ</p> <p>18</p>	<p>箇所</p> <p>上から 9 行と 10行目の間</p>	<p>内 容</p> <p>次のように加える。</p> <p>㊦ 4(1)に該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出する。</p> <p>㊧ 4(2)に該当する者にあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通</p>	

